

令和7年度 保育所等利用のしおり



千葉県の笑くぼ

この冊子には、保育所等の利用にあたって制度の説明、手続きの方法、注意事項等、保護者の方に知っておいていただきたいことが書かれています。

申込み手続き以降も大切に保管してください。

また、巻末に幼稚園の案内があります。各園預かり保育を実施していますので、保育を必要とするお子様の受入れも可能です。参考にしてください。

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
四街道市役所 健康こども部 保育課
電話 043(421)2238

ー も く じ ー

1	四街道市内の保育所等について	P. 1
2	利用申込みの流れについて	P. 2～3
3	教育・保育給付認定について	P. 4
4	必要書類について	P. 5～6
5	利用申込み時の注意事項について	P. 7
6	利用申込み後の注意事項について	P. 8
7	利用開始後の注意事項について	P. 8～9
8	保育料について	P. 10～11
	保育料料金表	P. 12
9	市外から四街道市への申込みについて	P. 13
10	四街道市から市外への申込みについて	P. 14
	・利用についてのQ & A	P. 15～16
	・利用調整基準表	P. 17～18
	・市内保育施設等一覧	P. 19
	・市内保育施設等位置図	P. 20
《付録》		
	・市内幼稚園等施設紹介	P. 21～26

HPで確認できることについて四街道市HPの各種QRコードとなります。

保育所 入所案内→		各種申請書→	
入所・入園状況一覧 (入所待ち人数含む)→ ※毎月初旬頃に当月分の更新をします。		各保育施設等の 受入可能人数→ ※毎月初旬頃に翌月分(4月を除く)の更新をします。	
子育て支援 センター一覧→		一時保育 施設一覧→	
入所申請書 記入例→		幼児教育・保育の 無償化→	

1 四街道市内の保育所等について

下記の施設の利用を希望する場合は、次ページ以降の案内に従ってお手続きください。なお、施設の詳細については、P. 19～20をご覧ください。

※幼稚園や認定こども園の教育部分での入園については、各幼稚園に直接お問い合わせください。

1 公立・私立保育園

仕事や病気などにより家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設です。

0歳児（一部施設は2歳児）から就学前までの児童を対象に保育を行います。

2 認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特徴を持ち合わせた施設です。保育園部分は、就学前までの児童を対象に保育を行います。

※対象児童は各認定こども園により異なりますので、P. 19「市内保育施設等一覧」をご覧ください。

また、保育部分での申込みをするには、各認定こども園で事前に見学を行い、「見学証明書」を添付しなければ、申込みができません。

※教育部分の入園については、各認定こども園に直接お問い合わせください。

3 小規模保育事業所

仕事や病気などにより家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設です。

0歳児（一部施設は1歳児）から2歳児クラスまでの児童を対象に、19名以下の定員で保育を行います。

2歳児クラス終了後、認可保育園、認定こども園への入園を希望する場合は、利用調整において加点を設けています。希望保育施設が定員を超えている場合は利用ができないこともありますのでご注意ください。

4 令和7年度クラス年齢早見表

クラス年齢は令和7年4月1日現在における年齢です。

年度途中で誕生日を迎えても、年度末までは同じクラス年齢となります。

クラス	生年月日
5歳児	平成31（2019）年4月2日～令和2（2020）年4月1日
4歳児	令和2（2020）年4月2日～令和3（2021）年4月1日
3歳児	令和3（2021）年4月2日～令和4（2022）年4月1日
2歳児	令和4（2022）年4月2日～令和5（2023）年4月1日
1歳児	令和5（2023）年4月2日～令和6（2024）年4月1日
0歳児	令和6（2024）年4月2日～（生後57日から入所可能）

2 利用申込みの流れについて

【見学】

各保育施設では、方針や特色、ご用意いただくものや保育料以外の諸費用が異なります。

申込み前までに、利用を希望している児童を連れて、希望施設の見学を行ってください。

- ・見学に行く場合は、施設に電話予約をしてください。
- ・児童の健康・発達に関することやアレルギーについてなど、日常生活の中で留意している点については、施設見学の際に保護者から施設の担当者に必ず相談してください。
- ・児童の医療的ケアや健康管理が常時必要となる場合、児童の安全が確保できない場合には利用できないことがあります。児童の保育環境について、保護者と施設の担当者でご相談いただき、必要に応じて診断書等の提出を依頼する場合があります。**必ず事前に希望施設と面談をしてください。**

認定こども園への入園を希望する場合、園での事前見学が必須となります。

【教育・保育給付認定申請と利用申込み】

教育・保育給付認定申請と保育所等利用申込みは、同時に行っていただきます。申請内容は年度末まで有効です。各月の受付期間は、P. 3の「＜各月受付期間一覧＞」の表をご確認ください。

・令和7年度申込書の配布 令和6年10月18日（金）から（HPよりダウンロードも可能）

・受付場所 四街道市役所保育課（四街道市役所1階7番窓口）

・受付日時 午前9時00分～午後4時30分（土・日・祝日、年末年始を除く）

※4月入所申込み（市内二次申込、市外申込を除く）は受付の予約が必要です。

・令和7年4月入所 市内一次受付→10月18日（金）～原則オンラインにて予約開始

※受付期間を過ぎた追加書類の提出は、反映することができません。（次回分の審査より反映。）

※4月入所希望の場合、二次は一次の利用調整で定員に満たなかった枠のみの審査となります。

郵送受付も可能です

郵送先	〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 保育課 保育係
注意事項	封筒に「保育所利用申込書類在中」とご記入ください。
	各月の申込締切日までの消印有効です。郵送事故等により書類が届かなかった場合は責任を負いませんので、簡易書留等の郵送方法を推奨いたします。
	書類に不備等がある場合は、利用調整を行えませんのでご注意ください。
	疾病や障がいなどで園での配慮が必要な児童は、保育課窓口にてご申請ください。
	令和7年4月申請と一緒に令和6年度分の申請をすることも可能です。その場合、それぞれの締切日までにご提出ください。

【教育・保育給付認定・利用調整】

申込みのあった希望施設について、保育の必要性を点数化し、利用調整により利用者を決定します。

利用調整は先着順や希望順ではなく、保育の必要性の高い方から利用の決定をします。（利用調整の詳細P. 17～18）

【利用調整結果の通知】

四街道市保育課より保護者あてに「保育所等利用承諾通知書」または「保育所等利用保留通知書」を郵送で通知します。（各月の申込の結果通知時期については、P. 3をご確認ください。）

保留になった方については、**申込み年度末**までは引き続き審査を行います。利用可能となるまでは通知いたしません。また、保留のまま次年度4月も利用を希望する場合は、改めて申込みを行う必要があります。また、入所の必要がなくなった場合は、必ず申込みを取り下げてください。

※利用決定後に入所辞退をする場合は、直ちに「辞退届」を提出してください。再度申込みをする場合、年度内の申込みであっても申込み必要書類は揃え直していただくこととなります。

【説明会】

利用調整の結果、利用可（承諾）となりましたら利用が決定した保育施設で説明会があります。「保育所等利用承諾通知書」が届き次第、速やかに利用決定した施設に連絡してください。（各園連絡先P. 19）

【施設の利用開始】

毎月1日が利用開始日となります。実際に預かりを開始する日は、各保育施設にご相談ください。

※入所は原則1日ですが、出産のための入所及び生後57日目からの入所の方は、月途中入所となることがあります。

【ならし保育】

施設との話し合いによって、保育時間を徐々に延ばして慣らしていきます。

ならし保育は利用開始日（原則1日）から始まり、期間は児童の状況により施設が判断します。

ならし保育の期間中は児童のお迎えが早くなりますのでご注意ください。

※利用開始日より前に、ならし保育をすることはできません。

※在園中の児童が転園した際も、転園先の保育施設等でならし保育があります。

<各月受付期間一覧> (市内園申込み)

入園月	申込み受付期間	結果発送予定日
令和7年4月一次 (要予約)	令和6年11月18日(月)～令和6年12月13日(金) ※休日受付：令和6年11月24日(日)	令和7年2月上旬
令和7年4月二次	令和7年2月3日(月)～令和7年2月14日(金)	令和7年3月上旬
令和7年5月	令和7年3月3日(月)～令和7年4月10日(木)	令和7年4月21日(月)
令和7年6月	令和7年4月1日(火)～令和7年5月9日(金)	令和7年5月20日(火)
令和7年7月	令和7年5月1日(木)～令和7年6月10日(火)	令和7年6月20日(金)
令和7年8月	令和7年6月2日(月)～令和7年7月10日(木)	令和7年7月22日(火)
令和7年9月	令和7年7月1日(火)～令和7年8月8日(金)	令和7年8月20日(水)
令和7年10月	令和7年8月1日(金)～令和7年9月10日(水)	令和7年9月22日(月)
令和7年11月	令和7年9月1日(月)～令和7年10月10日(金)	令和7年10月20日(月)
令和7年12月	令和7年10月1日(水)～令和7年11月10日(月)	令和7年11月20日(木)
令和8年1月	令和7年11月4日(火)～令和7年12月10日(水)	令和7年12月22日(月)
令和8年2月	令和7年11月4日(火)～令和8年1月9日(金)	令和8年1月20日(火)
令和8年3月	令和7年11月4日(火)～令和8年2月10日(火)	令和8年2月20日(金)

<各月受付期間一覧> (市外園申込み)

入園月	申込み受付期間	結果発送予定日
令和7年4月	令和6年11月1日(金)～令和6年11月15日(金) ※この期間に提出できない場合で、希望先市区町村の締切日 10日前に間に合う場合は保育課へご相談ください。	令和7年3月上旬 (各市区町村により異なります)
令和7年5月 ～令和8年3月	利用開始希望月の前々月1日 ～希望先市区町村の締切日の10日前 (申請締切日はあらかじめ希望先市区町村にご確認ください。)	利用開始希望月の 前月下旬 (各市区町村により異なります)

3 教育・保育給付認定について

1 認定区分について

「教育・保育給付認定」は、児童の年齢と保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれ、区分によって利用できる施設が異なります。

区分	認定基準	内容	
1号認定	教育標準 時間認定	対象	満3歳以上で、教育を希望する子ども
		利用先	幼稚園、認定こども園（教育認定枠）
2号認定	満3歳以上 保育認定	対象	満3歳以上で、保護者の就労などにより、保育を必要とする子ども
		利用先	保育園、認定こども園（保育認定枠）、小規模保育事業所
3号認定	満3歳未満 保育認定	対象	満3歳未満で、保護者の就労などにより、保育を必要とする子ども
		利用先	保育園、認定こども園（保育認定枠）、小規模保育事業所

2 保護者の保育を必要とする事由について

以下のことが常態となっていることが必要です。「集団生活をさせたい」「幼児教育の場として利用したい」等の理由は、利用の対象となりません。

- 1 月64時間以上の就労をしていること
- 2 下の子の出産の直前か直後であること（出産予定日の前8週～出産後8週の月末まで）
- 3 病気、心身の障がいを有していること
- 4 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護または看護していること
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- 6 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること
- 7 学校教育法に規定された学校等に就学しているか、職業訓練校における職業訓練を受けていること
- 8 下の子の育児休業中であること
- 9 虐待やDVの恐れがあり、児童相談所が社会的擁護の必要を認めていること
- 10 その他これらに類する状態にあること

3 支給認定証について

教育・保育給付認定を受けた方には、市から「子どもの教育・保育給付認定証」（以下、支給認定証という。）を交付します。支給認定証は卒園まで使用しますので大切に保管してください。

4 保育施設を利用できる時間について

2号および3号認定は、保育の必要性に応じて「保育標準時間」「保育短時間」に分類されます。

利用できる時間は、通勤時間なども考慮し保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。

【保育時間のイメージ（私立）】

	7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
標準時間認定	利用が可能な時間帯（最長11時間）				延長保育
短時間認定	延長保育	利用が可能な時間帯（最長8時間）		延長保育	

※施設によって、延長保育の利用時間や金額が異なります。各施設にお問い合わせください。

※日曜日、祝日及び年末年始の保育の実施はありません。（一部、日曜日に開所している園もあります。）

※開所時間は園により異なります。詳細は、P.19を参考にしてください。

※公立は標準時間認定の場合8:30～17:00（短時間認定の場合8:30～16:30）を超える場合に延長保育の申請が必要です。

4 必要書類について

【提出書類】（証明日は受付日から前3か月以内のものが有効）

- ① 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書
- ② 保育を必要とする事由を確認するための書類（P. 5 下記表参照）
- ③ 健康状況調書
- ④ 保育所等利用に係る確認書及び同意書
- ⑤ マイナンバー記入票（裏面 マイナンバー確認書類貼り付け用紙）
- ⑥ 該当する場合のみ必要となる書類（P. 6 参照）

【注意事項】

- ・ 四街道市指定の書類に黒インクのボールペンで記入のうえ、ご提出ください。利用開始希望月の申込み締切日までに必要書類が揃わない場合、利用調整を行うことができませんのでご注意ください。
- ・ 各証明書等は原本の提出をお願いします。「写し」と記載されているものは、あらかじめコピーをご用意ください。また、提出いただいた書類は返却できません。
- ・ 修正液や消せるボールペンは使用せず、訂正は二重線で訂正してください。

①保育を必要とする事由を確認するための書類と保育必要量・認定期間について

《対象者》 父、母、義務教育終了以上～65歳未満の同居人（住民票上で世帯分離していても必要です。）

保育を必要とする事由	保育必要量	認定期間	必要書類
月64時間以上の 就労	標準／短時間 （保護者の必要量に 応じて認定）※1	就労証明書にて届出を受 けた就労が続いている間	☐ 就労証明書（指定様式） ※採用予定でも可
下の子の 出産の前後	標準／短時間 （保護者の必要量に 応じて認定）	出産予定日の前8週 ～出産後8週の月末まで	☐ 下の子の母子健康手帳の表紙と分娩予 定日または出生届出済証明のページの 写し
病気、怪我、障がい	標準／短時間 （保護者の必要量に 応じて認定）	完治等により事由が 解消するまで	☐ 障害者手帳等の写しまたは診断書 ※診断書については保育を必要とする状 況が明記されているもの
同居の親族（長期入院等 をしている場合を含む） の 介護・看護	標準／短時間 （保護者の必要量に 応じて認定）	介護・看護を継続 している間	☐ 障害者手帳等の写しまたは診断書 ※診断書については介護・看護を必要と する状況が明記されているもの
災害の復旧	標準／短時間 （保護者の必要量に 応じて認定）	災害復旧に従事している 間（就労先の内容が災害 復旧の方は除きます）	☐ 保育申立書（指定様式） ☐ 罹災証明書
求職活動や起業の準備 を 継続的に行っている	短時間のみ	入所日から 3か月	☐ 就労証明書（指定様式） ※月64時間未満の労働の場合のみ
学校教育法に規定された 学校や職業訓練校に 就学	標準／短時間 （保護者の必要量に 応じて認定）※1	卒業（修了）予定日まで	☐ 在学証明書または学生証の写し ☐ 就学時間が確認できる書類の写し
下の子の育児休業	短時間のみ	下の子の1歳の誕生月の 月末または就労先で証明 された育児休業期間のい ずれか早い方の期間※2	☐ 下の子の母子健康手帳の表紙と分娩 （出産）予定日または出生届出済証明 のページの写し ☐ 就労証明書（指定様式） ※育児休業期間が明記されたもの

※1. 月の就労（就学）時間の合計が120時間未満の場合に、勤務（授業）の開始・終了時間及び通勤（通学）時間等を考慮し、保育短時間認定とする場合があります。

※2. 下の子の1歳の誕生月時点で保育園の申込みをし保留の場合は、下の子の2歳の誕生月の月末または就労先で証明された育児休業期間のいずれか早い方の期間までの利用が認められます。（P. 7 参照）

②該当する場合のみ必要となる書類

状況	必要書類
同居者からの虐待等による別居中の場合	□児童相談所からの証明書でその状況がわかる書類
里親委託を受けている世帯の場合	□児童相談所の発行する証明書類 …児童が申請者に里親委託されていることがわかる書類
ひとり親世帯の場合	□戸籍謄本 □直近の連続した給与明細2ヶ月分〔ひとり親(離婚調停中含む)かつ祖父母等と同居している(同居予定含む)場合のみ〕
市内の保育所等※において保育士として就労(内定含む)している場合 ※P. 18 の利用調整基準表参照	□保育士証の写し □幼稚園教諭免許状の写し(市内の認定こども園に就労されている保育教諭の方のみ)
離婚調停中で配偶者と別居している場合	□離婚の調停期日通知書の写しまたは事件係属証明書の写し □父母の居住状況に係る申立書(指定様式)
保護者または同居者が行方不明の場合	□行方不明届の写し等その状況がわかるもの
同住所の方が拘禁されている場合	□拘禁証明書
倒産等職場の都合により生計中心者が失業し、就労の必要が高い場合(利用希望日時点で離職日の翌日から3か月を経過していない場合)	□解雇通知または離職票等の写し …失業理由等を確認できるもの
生活保護を受けている場合	□生活保護受給証明書
認可外保育施設等を利用し、就労または就学している場合(対象外の施設もありますので、保育課へお問い合わせください。)	□利用契約書等の写しまたは保育施設利用証明書(指定様式) …児童氏名・施設名・現在利用していることが確認できるもの
同居者に障がいがある方等(申込み児童を含む)がいる場合	□障害者手帳(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳)の写し
単身赴任世帯の場合 (住民票上の住所地と実際の居住地が異なっている場合または住民票上の同居人が実際は別居している場合も含む)	□公共料金(電気・ガス・水道等)の支払い関係書類等の写し …単身赴任先で生活をしていることがわかる書類 □住民票の写し…単身赴任により別居している保護者のもの ※上記2点のうち、どちらか一つだけの提出で可 □保育申立書(指定様式)(単身赴任している人の名前、単身赴任先住所等を記入)
保護者が自営業の場合	□前年分の確定申告書の写しまたは開業届出書等の写し …自営業であることが確認できるもの 準備する書類について、事前に保育課までご相談ください
シフト勤務の場合	□シフト表等の写し…勤務時間が確認できるもの
同居者(予定も含む)に義務教育終了以上～65歳未満の者がいる場合	□同居者が就労や病気などで保育できない場合は、父母の場合と同様に必要書類をご提出ください。※保育できない理由がない場合は、利用調整の際に優先度が下がります。
令和6年1月1日時点で四街道市に住民票がない保護者がいる場合	□令和6年度課税証明書(控除の内訳がわかるもの) ※令和6年1月1日時点の住民票登録市区町村に請求 ※課税証明書の名称は市町村により異なる場合があります。 ※ひとり親で同居の祖父母等がいる場合、証明が必要な場合あり
令和7年1月1日時点で四街道市に住民票がない保護者がいる場合	□令和7年度課税証明書(控除の内訳がわかるもの) ※令和7年1月1日時点の住民票登録市区町村に請求 ※課税証明書の名称は市町村により異なる場合があります。 ※ひとり親で同居の祖父母等がいる場合、証明が必要な場合あり
海外で収入があった場合(四街道市での課税がない場合)	□海外での1年間分の収入がわかる給与明細・源泉徴収票等の写し
育児休業の延長が可能なため減点しての利用調整も許容できる場合	□利用調整に関する申出書(育休延長)(指定様式) ※提出されても、利用承諾となる場合があります。

1 就労（内定・育児休業明け含む）または就学で利用申込みをする場合の注意点

- ・ 保育所等の利用決定は、申込み時に提出された書類の内容に基づいて保育所等利用調整基準による基準点及び優先事由・調整事由による加算点を定め、その点数順により入所者を決定します。
- ・ 内定で利用決定した場合は、雇用開始日から 1 か月以内に雇用開始日以降に発行された就労証明書の提出が必要となります。
- ・ 育児休業明けで入所決定した場合は、入所月内に職場復帰を行い、復職年月日以降に発行された就労証明書の提出が必要となります。（例：4 月 1 日入所⇒4 月中に職場復帰）
※職場復帰とは、育児休業前の職場（申込み時に提出いただいた内容での職場）に戻ることをいいます。
※職場復帰を前提に加点しますので、退職・転職を予定している場合は加点されません。

2 求職活動で利用申込みをする場合の注意点

- ・ 利用が決定した場合は、利用開始日から 3 か月以内に就労開始し、就労証明書を提出することが条件となります。（例：4 月 1 日入所⇒6 月末までに就労開始し、就労証明書を提出する）

3 下の子の育児休業中に上の子の申込みをする場合の注意点

- ・ 育児休業中の上の子の保育所の利用は、下の子の 1 歳の誕生月の月末または、就労先で証明された育児休業期間のいずれか早い期間までとなります。期間後は就労していただくことによって保育所の継続利用が可能となります。ただし、下の子の保育所等の利用申込みをして保留となり、育児休業を延長する場合のみ、下の子の 2 歳の誕生月の月末まで（次年度に小学校就学を控えている児童は当該年度末まで）の利用が認められます。

4 きょうだいを同時に利用申込みするときの注意点

きょうだい同時に利用申込みをするときは、入園の希望を①～⑥の中から選択してください。

【同時期に同じ園に入りたい】

① 同時に同じ園に入れない場合は入園しない

（申込児童のうち 1 人が利用可能でも、他の児童が同じ月に入園できなければ全員入園できません。）

【同時期の入園なら別々の園でも良い】

② 別々の園でもよいが、同時でなければ入園しない

（申込児童のうち 1 人が利用可能でも、他の児童が同じ月に入園できなければ全員入園できません。）

【1 人でも入園を希望する】

③ 兄弟が入れない場合は弟妹は入園しない（兄弟のみ入園の可能性あり）

④ 弟妹が入れない場合は兄弟は入園しない（弟妹のみ入園の可能性あり）

⑤ 1 人でも入園し、他児童は同じ園に入園できるまでは入園しない

⑥ 1 人でも入園し、他児童は異なる園でもできるだけはやく入園

※入所期間が制限される入所事由で一人でも先に入所した場合、他の児童が次月以降に入所した場合でも、一人ずつ認定期間が設定されるため、認定終了期間は異なります。

※産休・育児休業明けで申込みをしている場合、1 人でも利用決定となった場合は職場復帰が必要です。

※同時に入園できる場合、希望下位でも同じ園を希望するかしないか選択する欄があります。

・ 同時に入園できる場合、希望下位でも同じ園を希望する場合（2 人きょうだいの例）

上の子…第 1、3 希望で利用可、下の子…第 2、3 希望で利用可のときに、希望順位は低い第 3 希望の園に 2 人とも利用決定となります。

・ 同時に入園できる場合、希望下位でも同じ園を希望しない場合（2 人きょうだいの例）

上の子…第 1、3 希望で利用可、下の子…第 2、3 希望で利用可のときに、上の子は第 1 希望、下の子は第 2 希望の園に利用決定となります。

6 利用申込み後の注意事項について

1 就労や世帯等の状況に変更が生じた場合

利用調整の結果が変わる場合がありますので、必要書類及び本人確認書類をお持ちのうえ、保育課に届け出てください。

- ・市外へ転出…給付認定申請及び保育所等利用申込取下届
- ・育児休業が延長になった…就労証明書（延長後の期間が記入されたもの）
- ・家庭状況の変動…就労証明書等

2 出産を事由として利用申込みを行っている場合

教育・保育給付認定の有効期間が限られていることから、認定期間の満了をもって利用申込みの有効期間も終了となり、それ以降の利用調整が行われなくなります。

教育・保育給付認定期間満了後も保育所の利用を希望する場合は、認定期間満了までに申込み事由の切り替えを行い、継続して利用調整を行うこともできます。下記を参考に必要書類を保育課に届け出もしくはご報告ください。

- ・「下の子の育児休業」に切り替えて申込みを継続する場合
→認定期間満了までに育児休業期間の記載のある就労証明書を保育課に提出。
- ・「求職活動」に切り替えて申込みを継続する場合
→認定期間満了までに保育課に報告。

3 希望園を追加・変更する場合

変更希望月の申込み締切日（P. 3）までに、本人確認書類をお持ちのうえ、保育課に届け出てください。電話等での受付は行っておりません。（例：5月の審査から希望園を追加する→4月10日までに保育課で手続きを行う）

4 利用申込みを取り下げる場合

変更希望月の申込み締切日（P. 3）までに、本人確認書類をお持ちのうえ、「給付認定申請及び保育所等利用申込取下届」を保育課に届け出てください。取下届の提出がない限り、毎月利用調整を行います。

※利用申込中に四街道市外への転出を確認した場合は、利用申込を取り下げさせていただきます。

5 利用決定後辞退する場合

利用決定後に辞退する場合は、本人確認書類をお持ちのうえ、直ちに「辞退届」を保育課に届け出てください。再度申込みする場合、年度内の申込みであっても申込み書類は揃え直していただくこととなります。また、再度申込みする場合は翌月分から申込み可能です。

例：4月一次入所辞退→5月利用申込可能（4月二次入所申込不可、5月利用申込書提出期限4月10日）
5月入所辞退 →6月利用申込可能（6月利用申込書提出期限5月9日）

7 利用開始後の注意事項について

1 転園について

転園を希望する方は、「保育所（園）変更願」を、転園を希望する月の申込み締切日（P. 3）までに保育課へ提出してください。毎月行われる利用調整において、保育の必要性の高い児童から転園を決定します。希望の保育施設に受入れの余裕がない等の理由により、希望に添えないことがあります。

なお、転園の場合も慣らし保育がありますので、ご注意ください。転園決定後の辞退はできません。転園希望を取り下げる場合は、必ず申込み締切日までに、「給付認定申請及び保育所等利用申込取下届」の提出を行ってください。取り下げがない場合、年度末まで転園対象として審査を行います。

また、4月一次入所で決定した場合は、5月入所利用申込から保育所（園）変更願を提出可能となります。

2 児童が障害者手帳（療育手帳・身体障害者手帳等）を取得したときについて

児童が障害者手帳の交付を受けた場合は速やかに保育所または保育課にご提出ください。

3 生活状況等が変わったとき

就労状況や家族状況などに変更があった際は、届出が必要です。「教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）」及び状況に応じた添付書類を併せて、速やかに通っている保育所または保育課まで必ず提出してください。添付書類は下記表をご参照ください。認定内容の変更は、原則、届出を提出した月の翌月からとなります。変更を希望する前月末までに、保育課窓口もしくは各保育所（園）まで提出してください。審査の結果、教育・保育給付認定の変更が生じた場合は、新たな支給認定証をお渡しします。

	状況	添付書類
家庭状況	市内転居した	なし
	結婚した	配偶者の就労証明書等の保育の必要性を証する書類 配偶者のマイナンバー確認書類 配偶者の課税証明書（市外に在住していた場合：P. 10参照）
	離婚調停かつ別居を開始した	離婚の調停期日通知書または事件係属証明書 父母の居住状況に係る申立書（指定様式） 保護者の直近2か月分の給与明細〔祖父母等と同居（予定含む）の方のみ〕
	離婚した	戸籍謄本 保護者の直近2か月分の給与明細〔祖父母等と同居（予定含む）の方のみ〕
	同居人の変更があった	なし ※状況により追加の提出書類が必要になることがあります。
妊娠・出産	妊娠した	母子健康手帳の表紙と分娩（出産）予定日のページの写し
	産前休暇に入る	なし
	出産した	母子健康手帳の表紙と出生届出済証明のページの写し
	育児休業に入る ※1	就労証明書（育児休業期間が記載されているもの）
	育児休業から復帰した	就労証明書（復帰日以降に発行したもの）
就労	勤務先や勤務時間、勤務形態が変わった	就労証明書（採用日及び変更日以降に発行したもの）※2
	療養休暇を取得した	就労証明書（就労先から認められている療養期間のわかるもの） ※状況により、その他追加の提出書類が必要になることがあります。
	退職した ※3	なし

※1. 育児休業中の上の子の保育所の利用は、下の子の1歳の誕生月の月末または、就労先で証明された育児休業期間のいずれか早い期間までとなります。期間後は就労していただくことによって保育所の継続利用が可能となります。ただし、下の子の保育所等の利用申込みをして保留となり、育児休業を延長する場合のみ、下の子の2歳の誕生月の月末まで（次年度に小学校就学を控えている児童は当該年度末まで）の利用が認められます。

※2. 認定の変更（標準時間⇄短時間）の希望がある場合は内定の就労証明書等の提出が必要になることがありますので保育課へお問い合わせください。（認定の変更後、正式採用の就労証明書の提出が必要）

※3. 保育の必要性がなくなるため、退所となります。ただし、求職活動をする場合は、退職した日の翌日から3か月以内に就労を開始し、正式採用の就労証明書（採用日以降に発行されたもの）を提出すれば、保育所の利用を継続できます。期限内に上記就労証明書が提出されない場合、退所となります。なお、求職活動期間中は保育短時間認定となります。

4 長期の欠席について

入院や帰郷、旅行等で1週間以上お子さまを欠席させる場合は、保育所または保育課に「長期欠席届」を提出してください。原則2か月を超えて欠席した場合は、退所となります。なお、長期欠席中でも保育料はかかります。（やむを得ない理由があり、2か月を超える場合は、事前に保育課へご相談ください。）

5 退園について

保育所の利用が不要となりましたら、速やかに「退所届」を保育所または保育課へ提出してください。また、下記の場合は、保護者の希望にかかわらず退所となります。

- ・保護者が保育を必要とする事由に該当しなくなった場合
- ・虚偽の届出があった場合
- ・他市区町村に転出する場合
- ・原則2か月を超える欠席をした場合

3～5歳児クラスに通う児童の保育料は無料です。0～2歳児クラスに通う児童の保育料は、P. 12の保育料料金表のとおりです。保育施設の利用を開始した月から、毎月保育料を納付していただきます。

1 保育料の算定について

保育料の金額は、①児童の認定区分と、②扶養義務者の③税額（合計額）を基に④算定します。

①児童の認定区分

保育の必要量（標準時間・短時間）で保育料が異なります。

②扶養義務者

原則、父・母が保育料算定上の扶養義務者となります。また、ひとり親で児童と同居し生計を一にする祖父母等がいる場合には、その祖父母等が扶養義務者となることがあります。

離婚が成立していても、児童と同居している場合は、保育料算定上の扶養義務者となります。離婚調停等の事情で配偶者と別居中の方は保育課までご相談ください。書類の提出により確認できる場合はひとり親とみなし保育料を算定します。（単身赴任は対象ではありません。）

③税額

保育施設を利用する月に応じて、前年度及び当年度市町村民税の所得割課税額を基に決定します。

※住宅借入金等特別控除・配当控除・寄附金控除・外国税額控除等については、保育料の算定上、控除の対象となりません。（これらを控除しない額で保育料を算定します。）

④算定

《対象者》 ◆父 ◆母 （状況により生計を一にする同居人等）

	施設入所する月	市民税該当年度
入所月と 市民税年度	4月から8月まで	① 前年度 市町村民税の所得割課税額 例：令和7年4月～令和7年8月分保育料⇒令和6年度 市町村民税の所得割課税額で算定（令和5年1月～令和5年12月の収入に基づく額）
	9月から3月まで	① 当年度 市町村民税の所得割課税額 例：令和7年9月～令和8年3月分保育料⇒令和7年度 市町村民税の所得割課税額で算定（令和6年1月～令和6年12月の収入に基づく額）

- ・ 保育料の算定にあたって、市民税の課税状況を保育課で調査させていただきます。
- ・ 所得申告（収入なしも含む）をされていない方は、市役所課税課にて申告手続きが必要です。
- ・ 住民税額が確認できない場合には、原則最高階層で保育料が決定されます。
- ・ 市民税は、その年の1月1日現在に住んでいた市区町村で課税されます。1月1日に市外に住んでいた方は、課税証明書を提出していただく必要があります。
- ・ 世帯状況等に変更があった場合や、所得税の修正申告を行った場合などは、保育料が変更となる場合がありますので、必ず保育課に申し出てください。

ひとり親で祖父母等と同居している場合

ひとり親として自立できるだけの収入があるかどうかの確認が必要となります。直近の2か月連続した給与明細の提出をお願いします。審査の結果、収入があるとみなした場合は祖父母等のうち、家計の主宰者の市民税との合算を解除します。なお、年度途中でも、自立できるだけの収入が得られましたら、給与明細をご提出ください。保育料の再算定を行います。

2 保育料の納付方法について

納付先は、保育施設によって異なります。

保 育 所 (園) ⇒ **四街道市へ納付**

認定こども園、小規模保育事業所 ⇒ **施設へ納付**（納付方法等は、各施設にお問い合わせください。）

- ・保育料は、**原則として口座振替で納付いただいております**。保育所の利用が決定した際は、利用承諾通知に「口座振替依頼書」を同封しますので、**金融機関窓口で手続き**をお願いします。対応金融機関は下記表をご参照ください。振替が開始されるまで**2か月程度**かかるため、それまでは毎月中旬頃に郵送する納付書で納付していただきます。
- ・引落としは、**毎月月末**となりますが、引落とし日が土日・祝日にあたる場合は、翌営業日が引落とし日となります。預金残高不足にならないようご注意ください。
- ・月末に振替ができなかった場合は、翌月 20 日頃に再振替を行いますが、これ以降の口座振替はできませんので、後日郵送する納付書でお支払いください。
- ・保育料納入状況証明書が必要な方は、保育課まで相談ください。発行まで 1 週間程度かかります。

指定金融機関	京葉銀行
収納代理金融機関 (ゆうちょ銀行は対応していません)	千葉銀行、千葉興業銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、 佐原信用金庫、千葉信用金庫、千葉みらい農業協同組合 三菱 UFJ 銀行 (※)

(※) 公立保育所の給食費については対応しておりません。

3 延長保育料について

延長保育は、勤務時間や通勤等の関係で、認定された保育必要量による認定時間よりも長く児童をお預けになる場合にご利用いただけます。利用は、原則として「勤務時間＋通勤時間」等を考慮した中での、真に必要な時間となります。各保育施設にて延長保育料の決定、徴収を行っています。入所が決定してから各保育施設で手続きをしてください。(延長保育のイメージ図 P. 4)

4 保育料に関する注意点

- ・無償化の対象となるのは**3 歳児クラス（各年度 4 月 1 日現在の年齢）**からです。年度途中で 3 歳の誕生日を迎えた場合や、3 歳の誕生日以降に入所した場合であっても、その年度中の保育料はかかります。無償化後であっても、施設で**延長保育料や給食費（主食費・副食費）、その他諸費用の徴収**があります。支払方法や金額については、**各施設にお問い合わせください**。
- ・税額が 5 7, 7 0 0 円未満（ひとり親世帯等は 7 7, 1 0 1 円未満）の方や、小学校就学前の範囲において、同一世帯に保育所や幼稚園等を利用している児童がいて、対象児童が第 3 子以降に該当する場合を対象に食材料費（副食費）の徴収を免除します。また、0～2 歳児クラスの児童については、保育料に給食費が含まれているため、別途お支払いいただく必要はありません。
- ・保育料は実際の登園状況に関わらず、月額で請求します。なお、月途中で入退所した場合は、日割り計算を行います。
- ・保育料が滞納となった場合、督促状・催告状が交付されるほか、市役所の職員が自宅訪問や電話による催告を行います。それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、財産の差押えを行うことがあります。

保 育 料 料 金 表

○保育（2号・3号）認定子どもの利用者負担額（月額保育料）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			0～2歳児		3歳児以上	
階層	定 義		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護法による被保護世帯等		0円	0円	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円
3	市町村民税所得割非課税世帯		4,110円	4,040円	0円	0円
4	市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	6,170円	6,070円	0円	0円
5		48,600円以上 51,500円未満	11,180円	10,990円	0円	0円
6		51,500円以上 56,600円未満	14,960円	14,710円	0円	0円
7		56,600円以上 60,100円未満	18,840円	18,520円	0円	0円
8		60,100円以上 74,000円未満	18,840円	18,520円	0円	0円
9		74,000円以上 79,000円未満	26,650円	26,200円	0円	0円
10		79,000円以上 97,000円未満	26,650円	26,200円	0円	0円
11		97,000円以上 112,000円未満	33,450円	32,880円	0円	0円
12		112,000円以上 115,000円未満	40,760円	40,070円	0円	0円
13		115,000円以上 132,000円未満	40,760円	40,070円	0円	0円
14		132,000円以上 169,000円未満	44,000円	43,250円	0円	0円
15		169,000円以上 203,800円未満	51,690円	50,810円	0円	0円
16		203,800円以上 301,000円未満	54,330円	53,410円	0円	0円
17		301,000円以上 397,000円未満	57,460円	56,480円	0円	0円
18		397,000円以上 480,000円未満	60,600円	59,570円	0円	0円
19		480,000円以上 671,800円未満	65,750円	64,630円	0円	0円
20		671,800円以上	70,900円	69,690円	0円	0円

- ① 階層区分認定の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
- ② 令和7年度の保育料は、4月分～8月分は令和6年度分の市町村民税額、9月分～翌年3月分は令和7年度分の市町村民税額に基づいて算定します。
- ③ 小学校就学前の範囲において、同一世帯から2人以上の子どもが保育所・幼稚園等を利用する場合、当該児童のうち第2子は半額、（その額に10円未満の端数がある場合は切り捨て。以下も同様。）第3子以降は0円となります。ただし、世帯の市民税所得割額が57,700円未満の場合、小学校就学前の年齢制限を撤廃して児童数をカウントし、年齢にかかわらず最年長の子どもから数えて第2子の保育料半額、第3子以降の保育料0円となります。
- ④ 課税額の算定に必要な書類の提出がない、市町村民税の申告がないなど課税額の確認ができない場合は、20階層にて保育料を決定します。
- ⑤ 市町村民税所得割課税額が77,101円未満（第3階層～9階層の一部）の要保護世帯（在宅障がい児（者）のいる世帯及びひとり親世帯等）は、年齢にかかわらず最年長から数えて第1子に下記の表を適用します。第2子以降は0円となります。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			0～2歳児		3歳児以上	
階層	定 義		標準時間	短時間	標準時間	短時間
3	市町村民税所得割非課税世帯		2,050円	2,020円	0円	0円
4	市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	3,080円	3,030円	0円	0円
5		48,600円以上 51,500円未満	5,590円	5,490円	0円	0円
6		51,500円以上 56,600円未満	7,480円	7,350円	0円	0円
7		56,600円以上 60,100円未満	9,000円	9,000円	0円	0円
8		60,100円以上 74,000円未満	9,000円	9,000円	0円	0円
9（一部）		74,000円以上 77,101円未満	9,000円	9,000円	0円	0円

9 市外から四街道市への申込みについて

四街道市へ転入予定または勤務先がある場合に、保育所の申込みができます。

※千葉市、市原市にお住まいの場合は、四街道市に保護者の勤務先がなくても申込みができます。

※転入予定がある場合、申込窓口は四街道市保育課となります。

※転入予定がない場合、申込窓口はお住まいの市区町村になります。

①申込み締切日

転入予定あり	P. 3 参照
転入予定なし	P. 3 参照（居住自治体にも申込書の提出期限についてご確認ください。）

②必要書類

転入予定あり	P. 5～6 参照（以下の書類も必要となります。） ・保育申立書（指定様式） …転入時期、転入先予定住所、転入時同居予定の家族構成を記入 ・四街道市への転入が確認できる書類（<u>売買契約書または賃貸借契約書の写し等</u>で住所が確認できるもの）
転入予定なし	居住自治体にご確認ください。

③結果通知日

転入予定あり	P. 3 参照。四街道市へ未転入の場合は結果がわかり次第、保育課よりお伝えします。
転入予定なし	P. 3 参照。四街道市→居住自治体→保護者の順で結果をお伝えするので保護者に伝わるまで少し時間がかかることがあります。

④申込み時の注意点

- ・転入予定で申込みされた方は、入所希望月の前月末までに住民票を当市に異動する必要があります。

なお、住民票の異動が確認できない場合は、入所の取り消しとなります。

- ・千葉市、市原市以外にお住まいで転入予定がない方は、原則四街道市内での就労のみ申込みが可能となります。退職等により、入所後に就労等の状況でなくなった場合は退所となります。

10 四街道市から市外への申込みについて

市外へ転出する予定がある、勤務先があるなどを理由として、四街道市に住民票のある世帯が市外の保育所を申込みことができます。

※千葉市、市原市の保育所を希望する場合は、千葉市、市原市に保護者の勤務先がなくても申込みできます。

※転出予定がある場合、申込窓口は転出先の市区町村となります。

※転出予定がない場合、申込窓口は四街道市保育課になります。

①申込み締切日

転出予定あり	転出先自治体にご確認ください。
転出予定なし	希望先自治体にご確認ください。

②必要書類

転出予定あり	転出先自治体にご確認ください。
転出予定なし	P. 5～6 参照（希望先自治体によっては、別途書類が必要になる場合がありますので、希望先自治体にもご確認ください。）

③結果通知日

転出予定あり	転出先自治体にご確認ください。
転出予定なし	P. 3 参照。希望先自治体→四街道市→保護者の順で結果をお伝えするので保護者に伝わるまで少し時間がかかることがあります。

④申込みする際の注意点（申込みの前に必ずご確認ください。）

- ・転出予定がない場合、多くの自治体において住民票のある方が優先的に利用できる制度を設けています。申込み制限がかかることや、希望施設に空きがあっても市外在住者は利用できないことがあります。また、入所できた場合、四街道市と入所先市区町村両方の入所事由を満たす必要があります。入所期間は入所年度内となるため、翌年度も継続して入所を希望する場合は再度利用申込みが必要になります。継続利用の可否は入所先市区町村が決定しますので、結果によっては継続利用できない場合もあります。

利用についてのQ & A

教育・保育給付認定について

Q 1 : 「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日11時間の利用ができるのでしょうか？

A 1 : 保育園は、就労等でご家庭での保育ができないときに、保護者に代わり児童を保育する施設です。保育必要量の認定は、あくまで「最大で施設を利用できる時間」です。実際の利用時間は、就労の場合、保護者の就労時間に加え、通勤時間等を考慮したものとなるため、毎日11時間の利用ができるわけではありません。ご家庭での保育が可能なときは、早めのお迎え等にご協力をお願いします。また、保護者の方がお休みの日など、ご家庭で保育できる日や時間にはご家庭で保育し、親子で過ごす時間を大切にしましょう。

利用申込みについて

Q 2 : 第2希望の人より第1希望の人の方が入りやすいのですか？

A 2 : 保育の必要性をP.17～18の利用調整基準表より点数化し、その点数が高い児童から利用調整を行います。第1希望の園から順に空き状況を確認し、入所可能な園があった段階で入所を決定しています。第2希望以下の方が不利になるということはありませんので、希望の順番にご記入ください。

入所希望児童名	点数	第1希望	第2希望	第3希望
四街道 太郎	100	A 保育園 (空きがないため×)	B 保育園 (空きがないため×)	C 保育園 (入所可)
鹿渡 花子	10	C 保育園 (空きがないため×)	A 保育園 (空きがないため×)	B 保育園 (空きがないため×)
大日 次郎	-10	B 保育園 (空きがないため×)	D 保育園 (入所可)	

(※ →の順番で審査を行います。)

Q 3 : 祖父母等と同居の場合、保育施設を利用できますか？

A 3 : 祖父母等と同居していても利用申込みは可能です。65歳未満の祖父母等、成人している者と同居していて、同居者が就労・病気などにより児童を保育できない場合は、P.5～6の書類をご提出ください。書類の提出がない場合でも保育施設の利用申込みは可能ですが、利用調整の際に優先度が下がります。

Q 4 : 希望施設に空きがなく保留となってしまった場合、毎月申込みをする必要はありますか？

A 4 : 不要です。申込年度末までは引き続き審査を行います。希望施設の変更や家庭状況等が変わった場合は、速やかに保育課へ届け出てください。利用の必要がなくなった場合も必ず保育課へ届け出てください。また、翌年度も引き続き申し込む場合は再度申し込む必要があります。

Q 5 : 「保育所等利用保留通知書」以外に保留である証明を発行することは可能ですか？

A 5 : 可能です。年度途中に保留である証明書が必要となった方は「保育所入所保留証明書」を発行しますので、本人確認書類をお持ちのうえ保育課窓口までお越しくください。申請してからご自宅への郵送が1週間程度かかります。

Q 6 : 各施設の受け入れ状況は、どのように確認できますか？

A 6 : 入所希望月の前月初旬に保育課窓口とホームページ(もくじページのQRコードからアクセスできます。)で公表します。(4月一次入所は公表していません。)

なお、公表している状況はその時点の受入状況になるため、利用調整までの間に変更が生じる場合があります。また、空きがなくても申込みは可能ですので、入所を希望する順に申込書へご記入ください。

Q 7 : 学童保育（こどもルーム）と保育所の申込みをする場合、就労証明書はそれぞれに必要ですか？

A 7 : それぞれに提出してください。原本は保育所申込みへ、コピーは学童の申込みへ提出してください。

保育料について

Q 8 : 保育料は、入所する保育施設で異なりますか？

A 8 : 保育料の違いはありません。ただし、施設によって、給食費や延長保育料、諸費用が異なります。詳細は、各施設にお問い合わせください。

Q 9 : 上の子がすでに保育所に在籍していて、来月から下の子が入所します。下の子分の口座振替の手続きは必要ですか？

A 9 : 必要です。金融機関の窓口で手続きしてください。

利用開始後の生活について

Q 10 : 退職をするのですが、保育園は継続して通うことができますか？

A 10 : 退職をしても求職活動を行うのであれば、保育園を継続して利用することができます。求職活動期間は退職日の翌日から3か月で、この期間内に就労を開始し、就労証明書を提出してください。提出が確認できない場合退所となりますのでご注意ください。

Q 11 : 上の子入所中、保護者が妊娠しこれから育児休業に入る場合、上の子はいつまで入所継続できますか？

A 11 : 育児休業中の上の子の保育所の利用は、「下の子の1歳の誕生月の月末」または、「就労先で証明された育児休業期間」のいずれか早い期間までとなります。期間後は就労していただくことによって保育所の継続利用が可能となります。ただし、下の子の保育所等の利用申込みをして保留となり、育児休業を延長する場合のみ、「下の子の2歳の誕生月の月末」まで（次年度に小学校就学を控えている児童は当該年度末まで）の利用が認められます。

転出・転入について

Q 12 : 市外から四街道市に転入した場合、現在通っている市外の保育園は継続して通うことは可能ですか？

A 12 : 現在通っている保育園のある市に確認を行ってください。原則として、保育園のある市に就労先があることが条件となります。（千葉市・市原市は就労先がなくても通うことができます。）

また、四街道市において、市外の保育園の申込書一式をそろえていただく必要があります。

Q 13 : 現在、四街道市内の保育園に通っていて、市外へ転出を予定しています。いつまで通えますか？

A 13 : 転出をしたとしても、就労先が四街道市にある等（千葉市・市原市は就労先がなくても通うことができます。）の市外から四街道市内の保育園を利用する要件を満たしていれば、継続して通うことができます。また、市外から四街道市内の保育園を利用する要件を満たしていなくても、転出日の月末までは、継続して利用することを認めています。

認可外保育施設の利用について

Q 14 : 認可外保育施設を利用するにはどうすればよいのか？

A 14 : 認可外保育施設は、各保育施設へ直接申込みとなります。市が発行する支給認定証をお持ちでない場合において、施設より給付認定を求められましたら、保育課にて給付認定申請をしてください。

Q 15 : 市外の認可外保育施設を利用することは可能か？

A 15 : 各認可外保育施設に直接確認してください。

利 用 調 整 基 準 表

保育所等利用調整基準

保護者の状況		基準点
①就労（内定を含む。）をしている。		
会社等に雇用されている者 又は自営業者	常態として、月１６０時間以上の就労	３０
	常態として、月１４０時間以上１６０時間未満の就労	２８
	常態として、月１２０時間以上１４０時間未満の就労	２６
	常態として、月１００時間以上１２０時間未満の就労	２４
	常態として、月８０時間以上１００時間未満の就労	２２
	常態として、月６４時間以上８０時間未満の就労	２０
②出産予定日以前８週間から出産日後８週間までの期間にある。		３０
③疾病若しくは負傷している又は身体、知的若しくは精神障がいを持っている。		
疾病・負傷の程度	長期間の入院（１月以上）	３５
	居宅内で、常時病臥の状態	３５
	毎週の通院加療が必要な状態	２０
	上記の疾病・負傷の程度以外の場合で保育が困難と認められる状態	１０
障がいの程度	身体障害者手帳１級・２級、療育手帳Ａ又は精神障害者保健福祉手帳１級を有している。	３０
	身体障害者手帳３級、療育手帳Ｂ又は精神障害者保健福祉手帳２級・３級を有している。	２５
④同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している。		
身体障害者手帳１級・２級、療育手帳㊤・Ａ又は精神障害者保健福祉手帳１級を有している重度の障がい者を介護又は看護している。		３０
要介護認定者を介護している。		３０
入院付添に当たっている。		２５
上記以外の場合で介護又は看護している。		１０
⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。		３５
⑥求職活動（起業の準備）を継続的に行っている。		
月６４時間未満の労働		１０
内職者		１０
労働をしていない		５
⑦就学している又は職業訓練を受けている。		
常態として、月１６０時間以上の就学等		３０
常態として、月１４０時間以上１６０時間未満の就学等		２８
常態として、月１２０時間以上１４０時間未満の就学等		２６
常態として、月１００時間以上１２０時間未満の就学等		２４
常態として、月８０時間以上１００時間未満の就学等		２２
常態として、月６４時間以上８０時間未満の就学等		２０
就学等予定の場合		１５
⑧育児休業中にある。		１６

1 優先事由

世帯の状況		加算点
1	児童相談関係機関等により、児童虐待又は配偶者等による暴力のおそれがある等社会的擁護が必要であると認められた世帯（里親委託を受けている世帯を含む。）	100
2	ひとり親世帯	40
3	市内の小規模保育又は家庭的保育事業所等の卒所児童（年齢制限により継続利用ができない場合に限る。）世帯	40
4	父又は母が保育士、保育教諭の資格を有し、かつ、市内の保育所等※で就労（内定を含む。）する世帯 ※保育所等とは、児童福祉法（以下、「法」という。）第39条第1項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び家庭的保育事業等（法第6条の3第9号に規定する家庭的保育事業、同条第10号に規定する小規模保育事業、同条第11号に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12号に規定する事業所内保育事業をいう。） ※四街道市で利用調整を行う園を対象とする	40
5	別居中（離婚調停の状況がわかる書類の提出がある場合に限る。）の世帯	30
6	生計中心者の失業中（倒産等職場の都合によるものに限る。）の世帯	30
7	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	20
8	義務教育修了前の児童が3人以上いる世帯	10
9	育児休業の取得により一度保育所等を退所し、退所の日から1年以内に育児休業明けにより職場に復帰予定の保護者がいる世帯（申込みの対象となる児童以外の兄弟姉妹を含む。優先事由8とは重複しない。）	8
10	産前産後休業明け又は育児休業明けにより職場に復帰予定の保護者がいる世帯（優先事由8、9とは重複しない。）	4
11	保護者が就労又は就学しており、県又は市に設置の届出をしている認可外保育施設（企業主導型保育事業所、事業所内保育施設その他の保育施設）を利用している世帯（優先事由8とは重複しない。）	4
12	保育所等における保育の利用を希望する児童が障がい有する世帯	3
13	兄弟姉妹が在所している保育所等に入所を希望する児童がいる世帯（父又は母が求職活動中の場合を除く。優先事由8とは重複しない。）	2
14	兄弟姉妹が同時申込（転所の場合を除く。）をしている世帯（優先事由8、9、10、11、13とは重複しない。）	2
15	保護者の配偶者が単身赴任の世帯	2
16	父又は母が週5日以上就労している世帯（該当人数を乗じて算定）	1

2 調整事由

世帯の状況		加算点
1	65歳未満で、保育をすることが可能な無職又は休職中の祖父母等親族が同居している世帯（該当人数を乗じて算定）	-5
2	市外からの広域入所を希望している世帯（転入者の世帯及び入所児童に同一認定こども園内における教育・保育給付認定の変更がある世帯を除く。）	-20
3	入所を希望する児童又は当該児童の兄弟姉妹に係る保育料を正当な理由なく6月以上滞納している世帯	-30

- 保護者が複数箇所に就労している場合であって、それぞれの就労の日が異なるときは、それらの月の就労時間を合算し、保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）の区分を適用する。
- 保護者が1日のうちに複数箇所に就労している場合にあっては、1箇所の就労とみなしてそれぞれの就労時間を合算し、保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）の区分を適用する。
- 保護者が複数あるときは、それぞれの保護者について基準点を決定する。

市内保育施設等一覧(2・3号認定(保育認定))									
種別	公私	番号	施設名	住所	定員	対象	開所時間	電話番号	一時保育 子育て支援センター
認可保育所	公立	①	中央保育所	鹿渡895-33	120	生後57日～就学前	7時～19時	043-423-0061	○
		②	中央保育所分園	みそら2-13	29	2歳児～就学前	7時～19時	043-433-4105	
		③	千代田保育所	千代田5-30	120	生後57日～就学前	7時～19時	043-423-4872	○
	私立	④	さつき保育園	鹿渡1094	90	生後57日～就学前	7時～19時	043-432-1238	
		⑤	四街道保育園	四街道3-10-9	90	生後57日～就学前	平日:7時～20時 土曜:7時～19時	043-422-2720	○
		⑥	大日保育園	大日895	90	生後57日～就学前	7時～19時	043-421-0415	○
		⑦	エンゼルステーション保育園	四街道1-13-1	60	生後57日～就学前	7時～19時	043-424-3327	○
		⑧	ゆうゆう保育園	和良比686-1	90	生後57日～就学前	7時～19時	043-308-3295	○
		⑨	Gakkenほいくえん もねの里	もねの里3-11-3	60	生後57日～就学前	7時～19時	043-304-7795	○
		⑩	ミルキーホーム四街道園	鹿渡1124-3	60	生後57日～就学前	7時～19時	043-432-2200	○
		⑪	テンダーラビング保育園わらび	和良比517-15	60	生後57日～就学前	7時～19時	043-312-1601	○
		⑫	まちの保育園成山	成山114-4	60	生後57日～就学前	7時～19時	043-312-0069	○
		⑬	AIAI NURSERY 四街道	美しが丘1-24-1	70	生後57日～就学前	7時～19時	043-488-4156	
		⑭	ミルキーホームもねの里	もねの里5-19-5	60	生後57日～就学前	7時～19時	043-424-0055	○
		⑮	かるがも保育園四街道園	四街道1-8-4	60	生後57日～就学前	7時～19時	043-423-0767	○
		⑯	AIAI NURSERY 四街道めいわ	めいわ4-3-26	60	生後57日～就学前	7時～19時	043-312-0916	
		⑰	AIAI NURSERY 四街道駅北口	四街道1-15-6	90	生後57日～就学前	7時～19時	043-312-8670	○
		⑱	わくわく保育園もねの里園	もねの里4-23-26	60	生後57日～就学前	7時～19時	043-488-6175	
		⑲	もりのなかま保育園四街道園	大日288-18	60	生後57日～就学前	7時～19時	043-420-8181	○
		⑳	かえて保育園四街道	和良比275-18	60	生後57日～就学前	7時～19時	043-432-5553	○
		㉑	スクルドエンジェル保育園もねの里園	もねの里6-17-7	60	生後57日～就学前	7時～19時	043-312-9540	
		㉒	まなびの森保育園もねの里	もねの里5-11-22	60	生後57日～就学前	平日:7時～20時 土曜:7時～19時 日曜:8時～18時	043-420-0006	
		㉓	もりのなかま保育園四街道めいわ園サイエンス+	めいわ1-26-8	60	生後57日～就学前	7時～19時	043-309-5658	
		㉔	ベアキッズ千代田園	千代田5-37-1	40	生後57日～4歳児	7時～19時	043-370-2716	○
		㉕	みらくるバンビーノもねの里	もねの里2-7-21	43	生後57日～就学前	7時～19時	043-309-8769	
		㉖	植草学園千葉駅保育園 ※3市連携の広域利用施設	千葉市中央区新千葉 1-1-1 ペリエ千葉5階	3	生後57日～就学前	7時～20時	043-306-1877	
認定こども園	私立	㉗	認定こども園四街道さつき幼稚園	下志津新田2531-9	50	1歳児～就学前	7時30分～19時	043-423-2201	○
		㉘	千代田幼稚園	千代田5-65	45	3歳児～就学前	7時～19時	043-423-4877	
		㉙	緑ヶ丘幼稚園	大日393	80	2歳児～就学前	7時～19時	043-422-2230	
		㉚	認定こども園第二コスモス幼稚園	千代田1-30	60	3歳児～就学前	7時30分～18時30分	043-421-0711	
小規模保育事業所	私立	㉛	まちの保育園四街道駅前	四街道2-2-21 オークウッド1階	18	生後57日～2歳児	7時～19時	043-308-7710	
		㉜	スクルドエンジェル保育園四街道園	鹿渡933-18	19	生後57日～2歳児	7時～19時	043-386-7657	
		㉝	ミルキーホームみどり園	鹿渡1150-91	19	生後57日～2歳児	7時～19時	043-432-0800	
		㉞	Pica pica保育園美しが丘園	美しが丘2-2-17	19	生後57日～2歳児	7時～19時	043-235-8888	
		㉟	緑ヶ丘幼稚園附属 みどりがおかほいくえん	大日377-54	19	1歳児～2歳児	7時～19時	043-309-8508	
		㊱	千代田幼稚園附属 ちよだっころームもねの里	もねの里4-5-2	19	1歳児～2歳児	7時～19時	043-488-5739	
		㊲	オンジュソリアル保育園よつかいどう園	美しが丘3-7-16	19	1歳児～2歳児	7時～19時	043-433-2266	
		㊳	ベアキッズ四街道駅前園	鹿渡2002-10	19	1歳児～2歳児	7時～19時	043-370-3203	○
		㊴	しあわせいっぱい保育園四街道	大日288-1	19	1歳児～2歳児	7時～19時	043-310-7746	

市内幼稚園一覧(1号認定(教育認定)) ※各施設に直接申込となります						
種別	公私	番号	施設名	住所	対象	電話番号
幼稚園	私立	㊵	さくらがおか幼稚園	大日86	満3歳児～	8:00～18:00
		㊶	四街道旭幼稚園	小名木77-3	満3歳児～	8:00～18:00
		㊷	つぼみ幼稚園	大日197	満3歳児～	8:00～18:00
		㊸	くりやま幼稚園	栗山296	満3歳児～	8:00～17:30
		㊹	みそら幼稚園	みそら4-16-1	満3歳児～	7:30～18:30
認定こども園	私立	㊺	認定こども園四街道さつき幼稚園	下志津新田2531-9	3歳児～	7:30～18:00
		㊻	千代田幼稚園	千代田5-65	満3歳児～	8:00～18:00
		㊼	緑ヶ丘幼稚園	大日393	満3歳児～	7:00～18:00
		㊽	認定こども園第二コスモス幼稚園	千代田1-30	満3歳児～	8:00～18:00

市内保育施設等位置図

ここ de サーチ



保育園・認定こども園等の情報を、お住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。



公立保育所		私立小規模保育事業所	
① 中央保育所	⑩ AIAI NURSERY 四街道めいわ	③① まちの保育園四街道駅前	
② 中央保育所分園	⑪ AIAI NURSERY 四街道駅北口	③② スクルドエンジェル保育園四街道園	
③ 千代田保育所	⑫ わくわく保育園もねの里園	③③ ミルキーホームみどり園	
私立保育所		③④ Pica pica保育園美しが丘園	
④ さつき保育園	⑬ もりのなかま保育園四街道園	③⑤ 緑ヶ丘幼稚園附属みどりがおかほいくえん	
⑤ 四街道保育園	⑭ かえで保育園四街道	③⑥ 千代田幼稚園附属ちだっこルームもねの里	
⑥ 大日保育園	⑮ スクルドエンジェル保育園もねの里	③⑦ オンジュソール保育園よつかいどう園	
⑦ エンゼルステーション保育園	⑯ まなびの森保育園もねの里	③⑧ ベアキッズ四街道駅前園	
⑧ ゆうゆう保育園	⑰ もりのなかま保育園四街道めいわ園サイエンス+	③⑨ しあわせいっぱい保育園四街道	
⑨ Gakkenほいくえんもねの里	⑱ ベアキッズ千代田園		
⑩ ミルキーホーム四街道園	⑲ みらくるバンビーノもねの里	私立認定こども園	
⑪ テンダーラビング保育園わらび	⑳ 植草学園千葉駅保育園(千葉市)	⑲ 認定こども園四街道さつき幼稚園	① さくらがおか幼稚園
⑫ まちの保育園成山		㉑ 千代田幼稚園	② 四街道旭幼稚園
⑬ AIAI NURSERY 四街道		㉒ 緑ヶ丘幼稚園	③ つぼみ幼稚園
⑭ ミルキーホームもねの里		㉓ 認定こども園第二コスモス幼稚園	④ くりやま幼稚園
⑮ かるがも保育園四街道園			⑤ みそら幼稚園

幼稚園ってこんなところ

幼稚園は、子どもたちが遊びを通して仲間と育ち合う場所です。幼児期の学びは遊びの中にあります。子どもたちは夢中になって遊ぶことで多くの物や人と出会い、自分の生きる世界を知ります。

先生たちは、子どもたちが遊びの中で年齢に応じた出会いが出来るように計画を立て、保育環境を整え、必要な援助をしながら、子どもたちの生きる力を育てていきます。

幼稚園は学校です。文部科学省による幼稚園教育要領では、幼稚園から高校まで共通して育みたい能力が定められ、成人した時に一人の人間として自立できることを教育の目標としています。



～四街道市内に所在する幼稚園の概要～

【入園対象年齢】 満3歳～5歳（3歳～5歳の園あり）

【保育料】 各園で異なる（月額25,700円を上限に無償化）

【教育時間】 各園で異なる（おおむね9:00～14:00）

【預かり保育】 全園で教育時間の前後に実施（※）

※ 教育時間と合わせて8:00～18:00が保育時間となる園が多く、
フルタイム就労かつ共働き世帯のお子さんも受入可能です。

【保育料無償化】 幼稚園（認定こども園の幼稚園機能を含む）を利用する満3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料は、月額25,700円を上限に無償化されます。また、市で保育の必要性を認定した方の預かり保育の利用料は、月額11,300円かつ日額450円を上限に無償化されます。ただし、預かり保育の無償化対象期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。詳細は、四街道市ホームページの該当記事（幼児教育・保育の無償化について）をご参照ください。 ⇒ 

<https://www.city.yotsukaicho.chiba.jp/smph/kosodate/azukeru/mushouka-youzi/muysouka.html>

【入園方法】 令和7年度入園児募集の内容は次のとおりですが、詳細は各園にお問い合わせください。

○願書配布：令和6年10月15日(火)～

○願書受付：令和6年11月1日(金)～

○募集年齢：満3歳児（令和4年4月2日生～令和5年4月1日生）

3歳児（令和3年4月2日生～令和4年4月1日生）

4歳児（令和2年4月2日生～令和3年4月1日生）

5歳児（平成31年4月2日生～令和2年4月1日生）

【幼稚園協会】 四街道市学校法人立幼稚園協会は、市内の幼稚園7園で構成され、市と協力し合い、幼児教育の振興や教育環境の充実に取り組んでいます。

四街道市学校法人立幼稚園協会ホームページ

<http://yotsu-yo.com/index.html>



さくらがおか幼稚園

～元気な子、優しくすなおな子、
考える子～

緑に恵まれた広い園庭、木の温もりがある保育室、明るい先生たち。

豊かな自然環境と保育環境の中で、自分から遊ぶ力、興味を持つ心、友だちとのかかわりなどを大切に、個性を伸ばしながら自発性を育む教育を実践しています。



所在地:四街道市大日 86

電話:043-422-2924

Fax:043-424-4000

預かり保育:月～金(8:00～18:00)

長期預かり:夏季・冬季・春季

給食実施:水・全員、火・木・金(選択)

ホームページ:<https://www.skg.ed.jp>

四街道旭幼稚園

～笑顔と活力に満ち、
子どもも大人も育ち合う～

豊かな自然環境(園庭が全面芝生)を活かしたエネルギーに満ちた保育活動を行います。

子どもも教職員も、みんなの気持ちが響き合う関係づくりを進め、笑顔で過ごして行きます。保護者や地域の方、教職員間の信頼関係を深めともに成長して行きます。



所在地:四街道市小名木 77-3

電話:043-432-5000

Fax:043-432-5090

預かり保育:月～金(8:00～18:00)

長期預かり:夏季・春季

給食実施:月・火・水・木・金

ホームページ:<https://www.yotsukaido-asahi.com/>

つぼみ幼稚園

～あそび中心の保育～

本園では開園以来『こどもはみな同じ。一人ひとりのこどもを大切に』を、モットーにしょうがいのあるこどもも、ないこどもも共に受け入れ育ち合う『インクルーシブ保育』を展開しています。

こどもたちは、日々の生活を通し仲間意識が芽生え、やがてかけがえのない大切な仲間として認め合い、大きく成長していきます。

全保育者は一人ひとりの発達状況を共通理解しながら、それぞれのニーズに相應しい援助を重ね、全力で保育に取り組んでいます。



所在地:四街道市大日 197

電話:043-423-3800

Fax:043-423-5969

預かり保育:月～金(8:00～18:00)

土(第2・4)(9:00～13:00)

長期預かり:夏季・冬季・春季

給食実施:月(選択)・火(選択)・木(全員)

ホームページ:www.it-service.co.jp/a/tsubomi/

くりやま幼稚園

～自然は偉大な先生、
「意欲」と「思いやり」のある子に～

好奇心や探求心が動き出す、自然豊かな広い園庭で毎日沢山遊びます。楽しいですよ!!子ども達の思いや経験を大事に一人ひとりの「今」を大切にしていきます。

「見て、感じて、考えて、行動する」を目標に一人ひとりの持ち味が輝く教育を目指します。ぜひ一度見学にいらしてください。



所在地:四街道市栗山 296

電話:043-422-7679

Fax:043-422-2579

預かり保育:月～金(8:00～17:30)

長期預かり:夏季・冬季・春季

給食実施:火・水・木・金

ホームページ:<http://kuriyama-kdg.ed.jp>

みそら幼稚園

～少々の事ではへこたれない強い心～

子どもたちにすぐれた環境を与え、正しく一貫した教育理念のもとに、情愛教育をめざします。そして、つねに正しいことをめざす強い意思をはぐくみ思いやりのある豊かな情操を養い、いきいきと輝く個性を育てていきます。



所在地:四街道市みそら 4-16-1

電話:043-432-6824

Fax:043-432-6466

預かり保育:月～金(7:30～18:30)

長期預かり:夏季・冬季・春季

給食実施:月・水・金

ホームページ:<http://misora.info/>

緑ヶ丘幼稚園

～自ら伸びる力を育む～



子どもには、果てしない夢を描けるキャンバスのような無限の可能性があり。子どもは純真であり、高貴な存在です。

常に、子どもに対して誠実でありたいと努めています。

子ども自らが楽しく遊びたくなるような環境を大切にしています。



所在地:四街道市大日393

電話:043-422-2230

Fax:043-424-1780

預かり保育:月～金(7:00～18:00)

長期預かり:夏季・冬季・春季

給食実施:毎日

ホームページ:<https://konoschl.jp/>

千代田幼稚園

～みんな仲よく、げんきに、やりぬこう～

幼児期の教育は人間形成の基礎を築く重要な役割を担います。家庭と手を取り合って、お子様のこの大切な発育時期を正しく導き、その子一人ひとりの内に秘められた素晴らしい芽が健やかに伸びるようお手伝いします。更にこの時期に芽生える知能の発達を保育技術によって伸ばしていきたいと、職員が一つの輪になって心の通った温かい教育を心掛けております。



園庭は人工芝とタータンがあり、野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール等が楽しめる。

所在地:四街道市千代田 5-65

電話:043-423-4877

Fax:043-424-6498

預かり保育:月～金(8:00～18:00)

長期預かり:夏季・冬季・春季

給食実施:希望制

ホームページ:<https://chousei-gakuen.ed.jp>

第二コスモス幼稚園

～仲良く助け合い、優しく強い子に～

子供は遊びの中で沢山の事を学びます。

季節の行事や生活を友達や先生と共に行い、感情体験を繰り返すことで自立し、思いやりの気持ちが育れます。また実体験を通し達成感を感じ、自己肯定感が成長しています。



所在地:四街道市千代田 1-30

電話:043-421-0711

Fax:043-421-0712

預かり保育:月～金(8:00～18:00)

長期預かり:夏季・冬季・春季

給食実施:①月・水・金(全員)

②火・金(2号認定のみ希望制)

ホームページ:

<https://cosmosyotukaidou.sakura.ne.jp/dai2cosmos/>

四街道さつき幼稚園

～こどもも 大人も 共に育ちたい～

市内唯一の幼保連携型認定こども園として、幼児教育を中心に、長時間保育にも対応しています。

幼児教育では、子どもたちの主体性を大切に、日々の遊びの中での様々な経験から、非認知能力(自己肯定感、自律心、協調性、協同性、道徳心など)、「生きる力」を育てていきます。



所在地:四街道市下志津新田 2531-9

電話:043-423-2201

Fax:043-424-7017

預かり保育:月～金(7:30～18:00)

長期預かり:保育所同様に開園

給食実施:選択制(週5・週2・弁当持参)

ホームページ:<https://www.y-satuki.com/>

市内私立幼稚園等情報一覧表①

令和7年4月1日時点

施設名		さくらがおか幼稚園	四街道旭幼稚園	つぼみ幼稚園	くりやま幼稚園	みそら幼稚園
設置者		㈲飯田学園	㈲四街道旭学園	㈲つぼみ学園	㈲楠岡学園	㈲東千学園
施設種別		幼稚園	幼稚園	幼稚園	幼稚園	幼稚園
所在地		大日86	小名木77-3	大日197	栗山296	みそら4-16-1
電話番号		422-2924	432-5000	423-3800	422-7679	432-6824
対象年齢		満3歳児～	満3歳児～	満3歳児～	満3歳児～	満3歳児～
入園料等		0円	0円	①1年保育 40,000円 ②2年保育 45,000円 ③3年保育 50,000円 ④4年保育 60,000円	0円	①1年保育 50,000円 ②2年保育 60,000円 ③3年保育 70,000円 ④4年保育 80,000円
教育時間(平日)		8:30～14:00	9:00～14:20	① 8:40～13:40 ② 9:40～14:40 ※日に2区分の時間あり	8:50～14:00	① 9:30～13:30 ② 9:30～14:30 ※②は木曜、①はそれ以外
保育料	基本月額	0円	25,700円	25,000円	25,700円	①4歳児～ 26,766円 ②3歳児 27,266円 ③満3歳児 31,000円
	(無償化後)	0円	0円	0円	0円	①4歳児～ 1,066円 ②3歳児 1,566円 ③満3歳児 5,300円
預かり保育	平日	提供時間①	8:00～開園時間	8:00～8:30	8:00～9:40	8:00～8:50
		提供時間②	閉園時間～18:00	14:30～18:00	13:40～18:00	14:00～17:30
		保育料	(チケット制) ①8:00～登園 250円/回 ②14:00～16:00 250円/回 ③14:00～17:00 500円/回 ④14:00～18:00 750円/回 ⑤11:00～16:00 750円/回 ⑥11:00～17:00 1,000円/回 ⑦11:00～18:00 1,250円/回	①8:00～8:30 100円/回 ②14:30～18:00 500円/回	①8:40～9:40 ②13:40～17:40 ①及び② 100円/時間 ③8:00～8:40 ④17:40～18:00 ③及び④ 100円/回	①8:00～8:50 100円/回 ②14:00～16:00 250円/回 ③14:00～17:00 450円/回 ④14:00～17:30 500円/回
		その他費用	なし	おやつ代 150円/回 (希望者のみ)	なし	おやつ代 50円/回
	平日以外	提供日①	長期休業中(★) (夏季・冬季・春季)	長期休業中(★) (夏季・春季)	長期休業中(★) (夏季・冬季・春季)	長期休業中(★) (夏季・冬季・春季)
		提供時間①	8:00～18:00	8:00～18:00	8:00～18:00	8:00～17:30
		保育料①	①8:00～8:30 250円 ②8:30～14:00 1,000円 ③8:30～16:00 1,250円 ④8:30～17:00 1,500円 ⑤8:30～18:00 1,750円	①午前 500円/回 ②午後 500円/回	①8:40～17:40 ① 100円/時間 ②8:00～8:40 ③17:40～18:00 ②及び③ 100円/回	①8:00～14:00 700円/回 ②8:00～16:00 900円/回 ③8:00～17:00 1,000円/回 ④8:00～17:30 1,100円/回
		その他費用①	なし	おやつ代 150円/回 (希望者のみ)	なし	なし
		提供日②	なし	なし	第2・第4土曜日	なし
		提供時間②	なし	なし	9:00～13:00	なし
		保育料②	なし	なし	100円/時間	なし
		その他費用②	なし	なし	なし	なし
給食	提供日	火・水・木・金	月・火・水・木・金	①木(全員) ②月・火(希望制)	①木(全員) ②火・水・金(希望制)	月・水・金
	給食費 (うち副食材料費)	1食 370円 250円	1食 360円 250円	1食 330円 261円	1食 330円 261円	1食 350円 261円
通園バス	送迎区域	乗車時間に無理のない範囲 (市内・千葉市の一部)	市内全域	乗車時間に無理のない範囲 (市内・千葉市の一部)	乗車時間に無理のない範囲 (市内に限る)	乗車時間に無理のない範囲
	利用料	月額 3,300円 (兄弟は減免)	月額 4,000円 (弟妹は免除)	月額 3,300円	月額 3,000円	月額 3,700円
満3歳未満児受入	対象児童①	学齢2歳児 (保護者同伴)	なし	満2歳児 (保護者同伴)	なし	学齢2歳児
	提供日①	月3回(火曜) 10:00～11:30	なし	月約3回(火曜又は水曜) 10:00～11:20	なし	月2回(火曜又は水曜) 10:00～11:30
	利用料①	月額 3,000円	なし	0円	なし	月額 2,500円
	その他費用①	登録料 3,000円 (教材代等を含む)	行事費年間 4,000円	①名札他 850円 (入会時のみ) ②絵本代 420円/月	なし	①登録料 10,000円 ②スモック代 2,200円
	対象児童②	なし	なし	なし	なし	なし
	提供日②	なし	なし	なし	なし	なし
	利用料②	なし	なし	なし	なし	なし
	その他費用②	なし	なし	なし	なし	なし
備考 (その他事業等)		○園庭開放 月・火・木・金 15:00～16:30 5～3月の毎週月曜 10:00～12:00 ※第1月曜日は1日開放 (弁当持参)	○園庭開放 平日 10:00～16:00 ○希望教室 サッカー・体操・英会話・ バレエ・スイミング	○園庭開放 随時(要予約)	①園庭開放(在園児) 平日 14:00～15:00 ②園庭開放(未就園児) 毎月1日～5日 14:00～15:00 ③ほかばかろーむ(未就園児) 月3回 第1・2・3火曜日 10:00～11:30 ※要予約	○園庭開放 随時(要予約) ○クラブ活動 (サッカー・新体操・ 英語・体操・絵画・ ヒップホップ・ピアノ バレエ・和太鼓)

(★)長期休業中の預かり保育の実施日数については、園ごとに異なりますので、詳細は各園に直接お問い合わせください。

市内私立幼稚園等情報一覧表②

令和7年4月1日時点

施設名		緑ヶ丘幼稚園		千代田幼稚園		第二コスモス幼稚園		四街道さつき幼稚園		
設置者		㈲河野学園		㈲長生学園		㈲戸村学園		㈲下志津学園		
施設種別		認定こども園		認定こども園		認定こども園		認定こども園		
所在地		大目393		千代田5-65		千代田1-30		下志津新田2531-9		
電話番号		422-2230		423-4877		421-0711		423-2201		
対象年齢		満3歳児～		満3歳児～		満3歳児～		学齢3歳児～		
入園料等		①1年保育 60,000円 ②2年保育 80,000円 ③3年保育 100,000円 ④4年保育 120,000円 ※別途制服・制作品代あり。		①1年保育 50,000円 ②2年保育 60,000円 ③3年保育 70,000円 ④4年保育 80,000円		①1年保育 60,000円 ②2年保育 70,000円 ③3年保育 80,000円 ④4年保育 80,000円 ※兄弟が同時に入園する場合、 年上分の入園料を免除		施設整備費 10,000円 (全員・入園手続時)		
教育時間(平日)		8:30～14:00		9:00～14:30		8:40～14:00		8:45～14:00		
保育料	基本月額	0円 教育充実費 4,500円 (満3歳児教育充実費) 19,100円		0円		0円		0円		
	(無償化後)	0円 教育充実費 4,500円 (満3歳児教育充実費) 19,100円		0円 (予定)教育充実費2000円/月		0円		0円		
預かり保育	平日	提供時間①	7:00～8:30		8:00～8:45		8:00～開園時間		7:30～8:45	
		提供時間②	14:00～19:00		14:30～18:00		閉園時間～18:00		14:00～18:00	
		保育料	～18:00 100円/30分 18:00～18:30 200円 18:30～19:00 400円		①8:00～8:45 100円/回 ②14:30～15:30 200円/回 ③14:30～16:30 400円/回 ④14:30～17:30 600円/回 ⑤14:30～18:00 800円/回		①230円/時間(120円/30分) ②月極(5・6・9・10・11・2月) 8:00～18:00 7,500円/月 8:30～17:00 7,000円/月 ③月極(4・7・12・1・3月) 8:00～18:00 8,500円/月 8:30～17:00 8,000円/月		①7:30～8:45 200円/回 ②14:00～16:00 400円/回 ③14:00～17:00 600円/回 ④14:00～17:30 800円/回 ⑤14:00～18:00 1,000円/回 ※最大料金12,000円/月	
		その他徴収費用	おやつ代 90円/回		おやつ代 100円/回 (希望者のみ)		おやつ代 60円/回		なし ※保育料におやつ代込	
	平日以外	提供日①	長期休業中(★) (夏季・冬季・春季)		長期休業中(★) (夏季・冬季・春季)		長期休業中(★) (夏季・冬季・春季)		長期休業中(★) (夏季・冬季・春季)	
		提供時間①	8:00～18:00		8:00～18:00		8:00～18:00		7:30～18:00	
		保育料①	①8:30～16:30 2,050円/回 ②上記以外の時間 100円/30分		①8:00～12:00 500円/回 ②12:00～16:00 500円/回 ③12:00～17:00 700円/回 ④12:00～18:00 900円/回 ※16:00以降のみの利用不可。		①230円/時間(120円/30分) ②月極(8月) 8:00～18:00 9,500円/月 8:30～17:00 9,000円/月		①7:30～8:45 200円/回 ②8:45～11:30 600円/回 ③11:30～14:00 400円/回 ④14:00～16:00 400円/回 ⑤16:00～17:00 400円/回 ⑥17:00～17:30 200円/回 ⑦17:30～18:00 200円/回	
		その他費用①	①給食費 335円/回 ②おやつ代 180円(1日2回)		なし		おやつ代 60円/回		なし	
		提供日②	土曜日		なし		なし		なし	
		提供時間②	8:00～18:00							
		保育料②	①8:30～16:30 2,500円/回 ②上記以外の時間 100円/30分							
		その他費用②								
給食	提供日	平日		平日		①月・水・金(全員) ②火・木(2号認定のみ希望制)		平日 (弁当持参も可能)		
	給食費 (うち副食材料費)	1食 335円 261円		1食 330円 261円		1食 360円 250円		1食 360円 250円		
通園バス	送迎区域	乗車時間に無理のない範囲 (市内・千葉市の一部)		市内一部		乗車時間に無理のない範囲(市内) 佐倉市の一部		なし		
	利用料	月額 5,600円 (弟妹割引あり)		月額 3,500円 (弟妹割引あり)		月額 4,000円				
満3歳未満児受入	対象児童①	学齢2歳児		学齢2歳児 (定員25人)		学齢2歳児(カンガル組) (保護者同伴)		0歳児～ (子育て支援センターで対応)		
	提供日①	平日 8:30～14:00 (延長可)		主に木曜 9:45～11:30		週1回(火) 10:00～11:30		平日 9:30～11:30		
	利用料①	月額 44,800円 1食 335円		月額 4,000円 行事費 実費		月額 3,000円 入会金 4,000円		0円		
	その他費用①							なし		
	対象児童②	なし		なし		学齢2歳児(こりす組) (幼児のみ)		なし		
	提供日②					①週1回(水)or(木) ②週2回(水)(木) 9:00～14:30				
	利用料②					月額 ①6,000円 ②10,000円 入会金 ①② 4,000円 バス代(利用者のみ) ①500円 ②1,000円 給食費((水)のみ) ①② 360円/1食				
備考 (その他事業等)		①園庭開放 随時(要予約) ②未就園児対象親子教室 登録料 30,000円/年		①園庭開放(在園児) 水・木・金 14:30～15:00 ②園庭開放(未就園児) 主に水曜 9:30～11:30 ③ちよだつタイム (親子交流会) 主に水曜 11:00～11:15		○園庭開放 平日(要予約) 10:00～14:00 ○のびのび教室(未就園児) (保護者同伴) 月1回(要予約) 10:00～11:30 材料費・保険代500円(初回のみ)		①園庭開放(在園児) 平日 14:00～15:00 ②園庭開放(未就園児) 平日(要予約) 9:30～11:30		

(★)長期休業中の預かり保育の実施日数については、園ごとに異なりますので、詳細は各園に直接お問い合わせください。

